

財務省第11入札等監視委員会

平成29年度第3回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成30年3月23日(金) 四国財務局607会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 安井 敏晃 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 久保 誉一 (公認会計士)	
審議対象期間	平成29年10月1日(日)～平成29年12月31日(日)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	3件	契約件名:平成29年度三条住宅ほか2住宅給湯器改修工事 契約相手方:高橋産業株式会社(法人番号1470001009075) 契約金額:25,272,000円 契約締結日:平成29年10月26日 担当部局:四国財務局
		契約件名:池田税務署浄化槽設備更新工事 契約相手方:三宅産業株式会社(法人番号6470001010103) 契約金額:6,998,400円 契約締結日:平成29年10月30日 担当部局:高松国税局
		契約件名:平成29年度国有地落石対策工事 契約相手方:木本工業株式会社(法人番号1490001000445) 契約金額:15,120,000円 契約締結日:平成29年11月6日 担当部局:四国財務局
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名:高松国税局高松資料センター事務及び管理運営事務に従事する労働者派遣業務 契約相手方:株式会社アクセス(法人番号4470001011532) 契約金額:2,718,441円 契約締結日:平成29年12月21日 担当部局:高松国税局
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	3件	※競争入札(公共工事)の「池田税務署浄化槽設備更新工事」、「平成29年度国有地落石対策工事」及び競争入札(物品役務等)の「高松国税局高松資料センター事務及び管理運営事務に従事する労働者派遣業務」に同じ
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「高松国税局高松資料センター事務及び管理運営事務に従事する労働者派遣業務」 契約相手方：株式会社アクセス (法人番号 4470001011532) 契約金額：2,718,441円 契約締結日：平成29年12月21日 担当部局：高松国税局</p> <p>入札公告から入札日までの期間に決まりはあるのか。</p> <p>毎年発生する業務であるならば、早い時期に公告しておけば、業者も早い時期から人員を確保するなど対応しやすくなり応札業者が増えたのではないかと。</p> <p>応札業者は毎年同じなのか。</p>	<p>予算決算及び会計令第74条により、入札日の前日から起算して少なくとも十日前には公告することになっている。</p> <p>実際の事務を所掌する部署がその年に必要な日数及び人数を決めている。</p> <p>毎年発生する業務であるものの、必要な日数等を受けてからの作業になり、それによって入札が必要かどうか変わってくるため11月になったという状況である。</p> <p>会計課としては、日数等の算定を早くするよう該当部署に引き続き働きかけていくこととしている。</p> <p>今年の業者と昨年の業者は同じであるが、一昨年は別の業者であり、競争は図られていると認識している。</p>
<p>【案件2】 「平成29年度三条住宅ほか2住宅給湯器改修工事」 契約相手方：高橋産業株式会社 (法人番号 1470001009075) 契約金額：25,272,000円 契約締結日：平成29年10月26日 担当部局：四国財務局</p> <p>落札者決定の際に行われた低入札調査とはどのような制度なのか。</p> <p>低入札調査で基準となる調査基準価格の決定時に0.7～0.9の数値を使用しているが、この数値はどのように決められているのか。裁量の余地はあるのか。</p> <p>予定価格決定時に使用している単価等は見直しをしているのか。</p>	<p>工事の入札では最低価格の入札者が落札者となるのが通常であるが、契約内容に適合した履行がされない恐れがある入札金額であった場合は、予算決算及び会計令第85条で規定する基準により、落札者の履行能力の確認を行うものである。</p> <p>運用方針に基づき算定方法が定められており、裁量の余地はない。</p> <p>予定価格算定時に使用している単価は、刊行物等であれば直近のものを採用しており、算定時期に応じて適正な根拠となっている。</p>

給湯器の単価はどのようにして決めたのか。

【案件3】

「池田税務署浄化槽設備更新工事」

契約相手方：三宅産業株式会社
(法人番号6470001010103)

契約金額：6,998,400円

契約締結日：平成29年10月30日

担当部局：高松国税局

一者応札となった理由として、どういったことが考えられるか。

【案件4】

「平成29年度国有地落石対策工事（高知市介良）」

契約相手方：木本工業株式会社

契約金額：15,120,000円
(法人番号1490001000445)

契約締結日：平成29年11月6日

担当部局：四国財務局高知財務事務所

入札時期を早めることはできなかったのか。

一者応札となった理由は本件工事の特殊性から、できる業者が少なかったからか。

市場価格調査として、給湯器を扱っている複数の業者から設計時に見積徴収を行っている。

入札までの間、徳島市内及び高松市内の業者から入札公告について照会があった際に、工事期間は他の工事の受注があること、現場監督の確保が難しい等の話があったほか、徳島市内の業者からは、三好市までは車で2時間かかるので現場が遠いとの話があった。

今回の入札業者は、観音寺市内の業者で、県を跨ぐものの現場まで車で45分程度の場所に所在しており、現場監督の確保が可能であったことから、応札したものだと思われ、結果的に一者応札となったと考えられる。

予算措置の関係から、やむを得ず今回の入札時期となった。

本件は前年度に設計業務を行い、今年度本工事を行う二か年計画だった。予算要求のスケジュール上やむなく設計業務の完了前に本工事の予算要求を行った。

平成29年3月に設計業務が完了し、「資材を搬入するためのモノレール」を設置する必要があることが判明した。

平成29年4月に予算配賦があったが、想定外のモノレール設置費用分を含んでいなかったため、予算不足となり、入札ができなかった。

平成29年8月に追加予算要求を行い、平成29年10月に追加予算の配賦を得て、入札を行うこととなった。

本件のような法面工事を行う業者は、通常の建設工事の業者に比べて多くないが、入札説明書等の資料を取りに来た業者は3者あった。うち2者が業務多忙や人員不足などの理由から参加を断念したため、結果と

仮に当初予算で工事費が確保できた場合は、早期の入札が可能だったのか。

して一者応札となったもの。

可能だった。